



答 申 第 12 号
平成13年12月7日

大阪府知事 太田 房江 様

大阪府環境審議会
会長代理 前田 英昭



平成14年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（答申）

平成13年12月7日付け公監第348号で諮問のあった標記について、
審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった平成14年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
は、諮問で示された案を適当と認めます。

平成 14 年 度

公共用水域及び地下水の
水 質 測 定 計 画

大 阪 府

目 次

1	公共用水域の水質測定計画	1
1	目 的	3
2	測定点及び測定機関	
3	測定期間	
4	測定項目	
5	測定回数	4
6	試料の採取等	
7	測定方法等	
8	測定結果の報告	5
9	その他	
	(別図-1) 河川の水質測定水域区分	5
	(別図-2) 河川の各水域の水質測定地点図	6
	(別図-3) 大阪湾水域の水質・底質測定地点図	12
	(別表-1) 測定点及び測定機関総括表	13
	(別表-2) 測定地点、測定回数一覧表(河川)	14
	" (海域)	20
	(別表-3) 測定方法一覧表	22
	(別表-4) 環境基準等一覧表	24
2	地下水質測定計画	27
1	目 的	29
2	調査の区分	
3	測定地点及び測定機関	
4	測定期間	
5	測定項目	
6	測定回数	30
7	測定方法	
6	試料の採取等	
8	測定結果の報告	
9	その他	
	(別表-1) 測定地点及び測定機関総括表	31
	(別表-2) 測定地点一覧表(概況調査)	32
	" (定期モニタリング)	35
	(別表-3) 測定方法一覧表	39
	(別表-4) 地下水質測定結果個別表	40
	メッシュコード説明図	41

1 公共用水域の水質測定計画

1954年10月1日

○

○

平成14年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、大阪府域の公共用水域を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 測定点及び測定機関

水質測定点、底質測定点及び測定機関は、別表-1及び別表-2のとおりとする。

(1) 水質測定点

河川:98河川 138地点 (環境基準点 87地点、準基準点 51地点)
 海域:大阪湾海域 22地点 (環境基準点 15地点、準基準点 7地点)

(2) 底質測定点

海域 15地点 (12地点は水質測定の環境基準点と、2地点は準基準点と重複)

3 測定期間

測定期間は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。

4 測定項目

水質及び底質の測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目 (健康項目)	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 (ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。)	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 (ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。)
イ 生活環境の保全に関する項目 (生活環境項目)	・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・生物学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法) ・浮遊物質(SS) ・大腸菌群数(E-Coli) ・全窒素(T-N) ・全リン(T-P)	・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法、アルカリ性法、ろ過酸性法) ・大腸菌群数 ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・全窒素(T-N) ・全リン(T-P)
ウ 特殊項目	・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・フェノール類 ・銅 ・亜鉛 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・燐酸性燐 ・EPN	・フェノール類 ・銅 ・亜鉛 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・燐酸性燐 ・プランクトン数 ・クロロフィルa ・懸濁物質(浮遊物質) ・懸濁物質の強熱減量 ・濁度 ・EPN
エ 特定項目	・トリハロメタン生成能	
オ 要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン ・ダイアジノン ・フェニトロチオン ・イソプロチオラン ・オキシシン銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・ジクロルボス ・フェノブカルブ ・イプロベンホス ・クロルニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン	
カ その他項目	・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透視度 ・塩素イオン ・電気伝導率 等	・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透視度 ・塩分 ・電気伝導率 等

(2) 底質測定項目

海 域	
ア 健康項目	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB
イ 一般項目	・水素イオン濃度 ・化学的酸素要求量 ・含水率 ・硫化物 ・酸化還元電位 ・強熱減量 ・総クロム ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
ウ その他項目	・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等

5 測定回数

測定回数は下記を原則として、各地点については別表-2のとおりとする。

(1) 河川

- ① 全窒素、全燐については環境基準点で年4回以上、準基準点で年2回以上
- ② 大腸菌群数についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上、準基準点で年4回以上
- ③ ①、②を除く生活環境項目については、環境基準点で年12回以上、準基準点で年4回以上
- ④ 健康項目については、利水状況、過去の検出状況、上流での当該物質の使用状況を検討の上、PCBを除く項目について、年2回以上(環境基準点では年4回以上が望ましい。)
- ⑤ 特殊項目及びPCBについては、年1回以上
- ⑥ トリハロメタン生成能については、水道利水のある必要な地点で年2回以上
- ⑦ 通日測定は、水質管理上重要な地点でかつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上(各1日について2時間間隔で13回採水分析する。)

(2) 海域

- ① 大腸菌群数についてはA類型の環境基準点で年12回以上
- ② ノルマルヘキサン抽出物質についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上
- ③ ①、②を除く生活環境項目については、環境基準点で年12回以上、準基準点で4回以上
- ④ PCBを除く健康項目については年2回以上
- ⑤ 特殊項目及びPCBについては年1回以上
- ⑥ 底質は一般項目及びその他項目については年2回以上、健康項目については年1回以上

なお、測定月は原則として次のとおりとする。

測定回数	測 定 月
年間1回	8月
年間2回	8月、翌年2月
年間4回	5月、8月、11月、翌年2月
年間6回	5月、7月、8月、11月、翌年1月、翌年2月
年間12回	毎月

6 試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量いかんに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態(河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時)にある時期とする。
- (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は、流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、気温、水温及び水素イオンについては、個々の試料について測定する。また、次のものについては午後3時に最も近い採水時のものとする。
 - ・生活環境項目の溶存酸素及び大腸菌群数
 - ・健康項目(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)
 - ・特殊項目(硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、磷酸性磷及び陰イオン界面活性剤を除く)
 - ・要監視項目
 なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。
 海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5mから採水する。底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。
- (4) 以上の他、水質調査方法(昭和46年環水管第30号)を準拠する。

7 測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表-3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

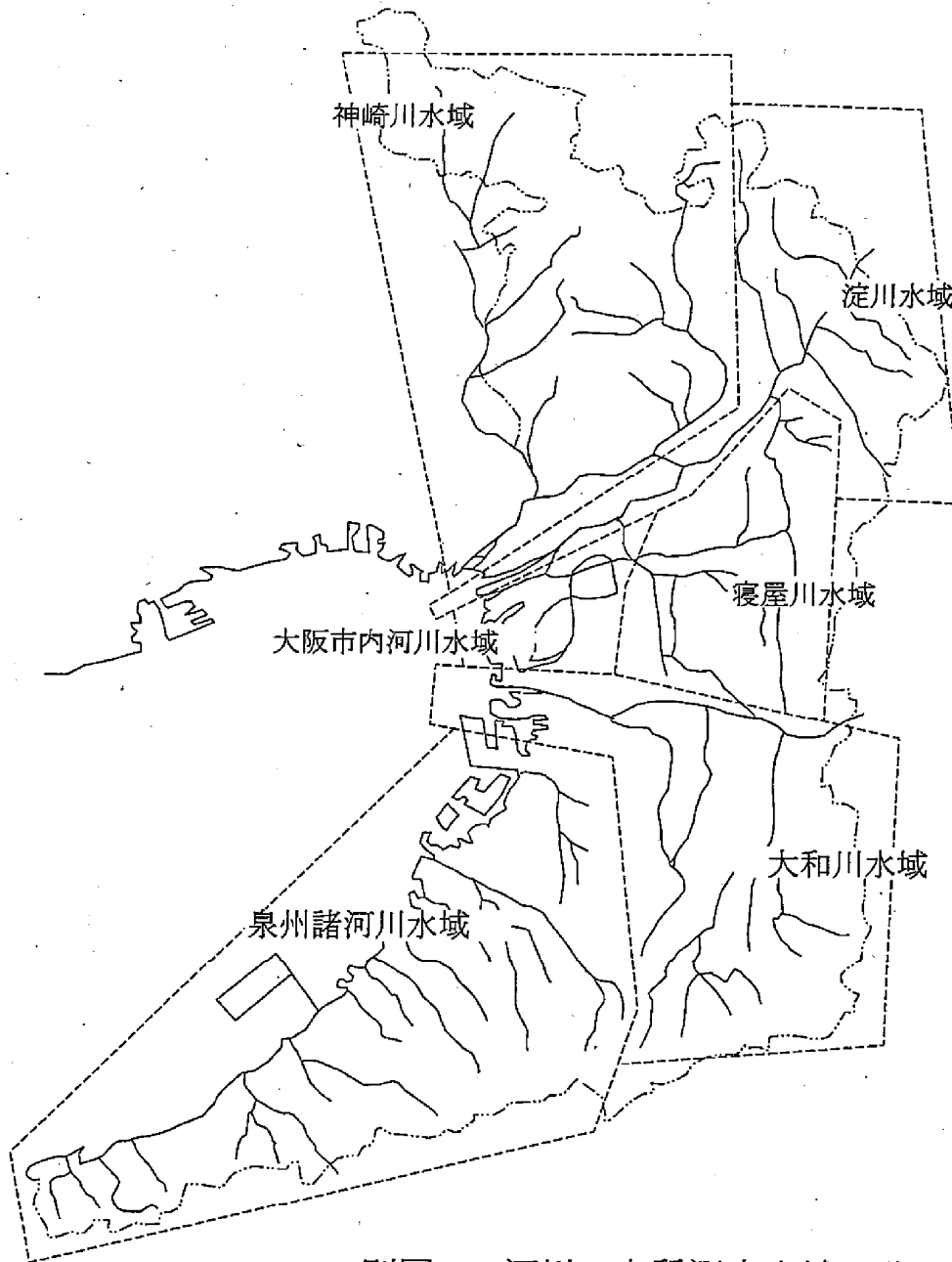
8 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

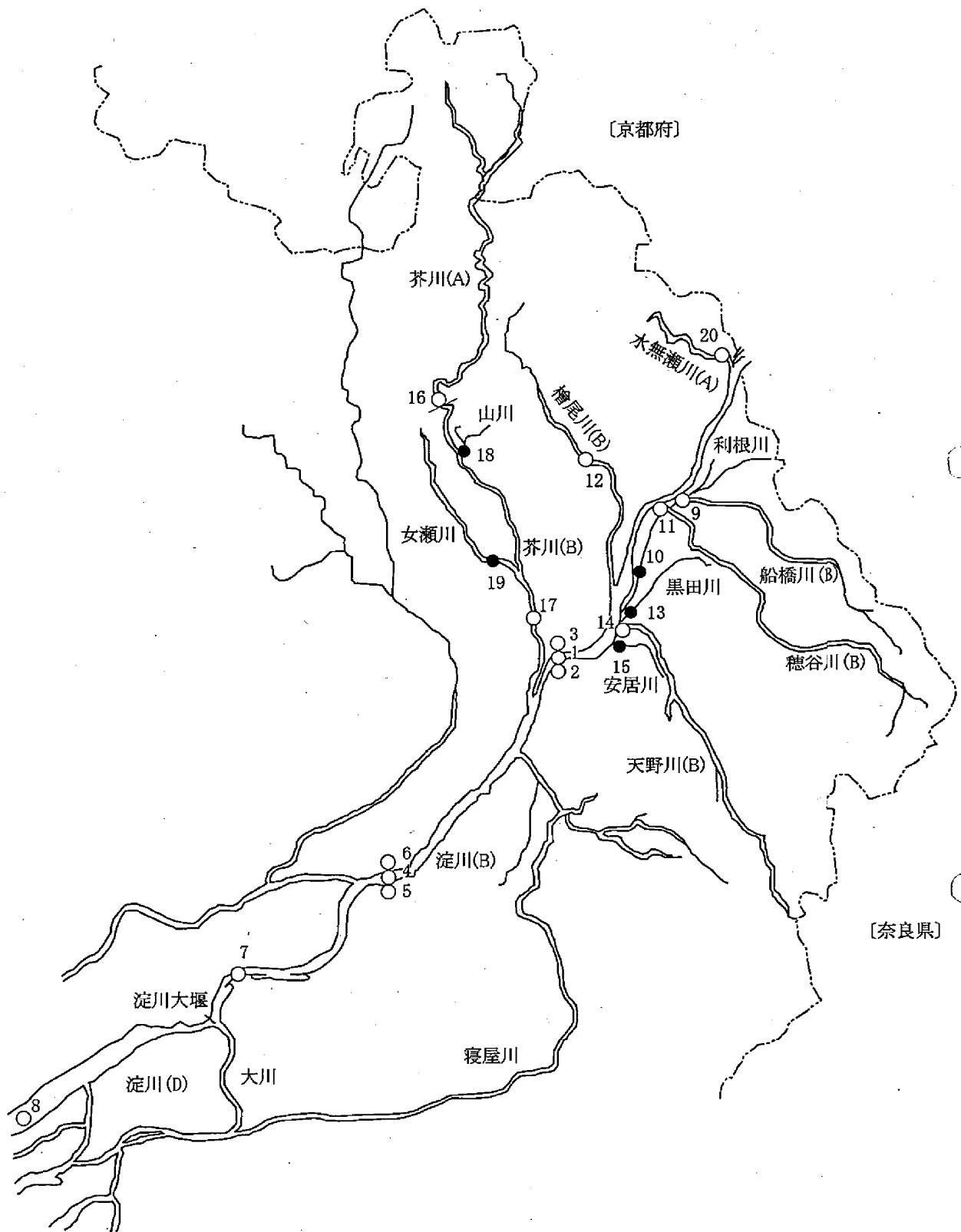
- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 報告の時期は、測定結果が出しだい速やかに行うものとする。
- (3) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

9 その他

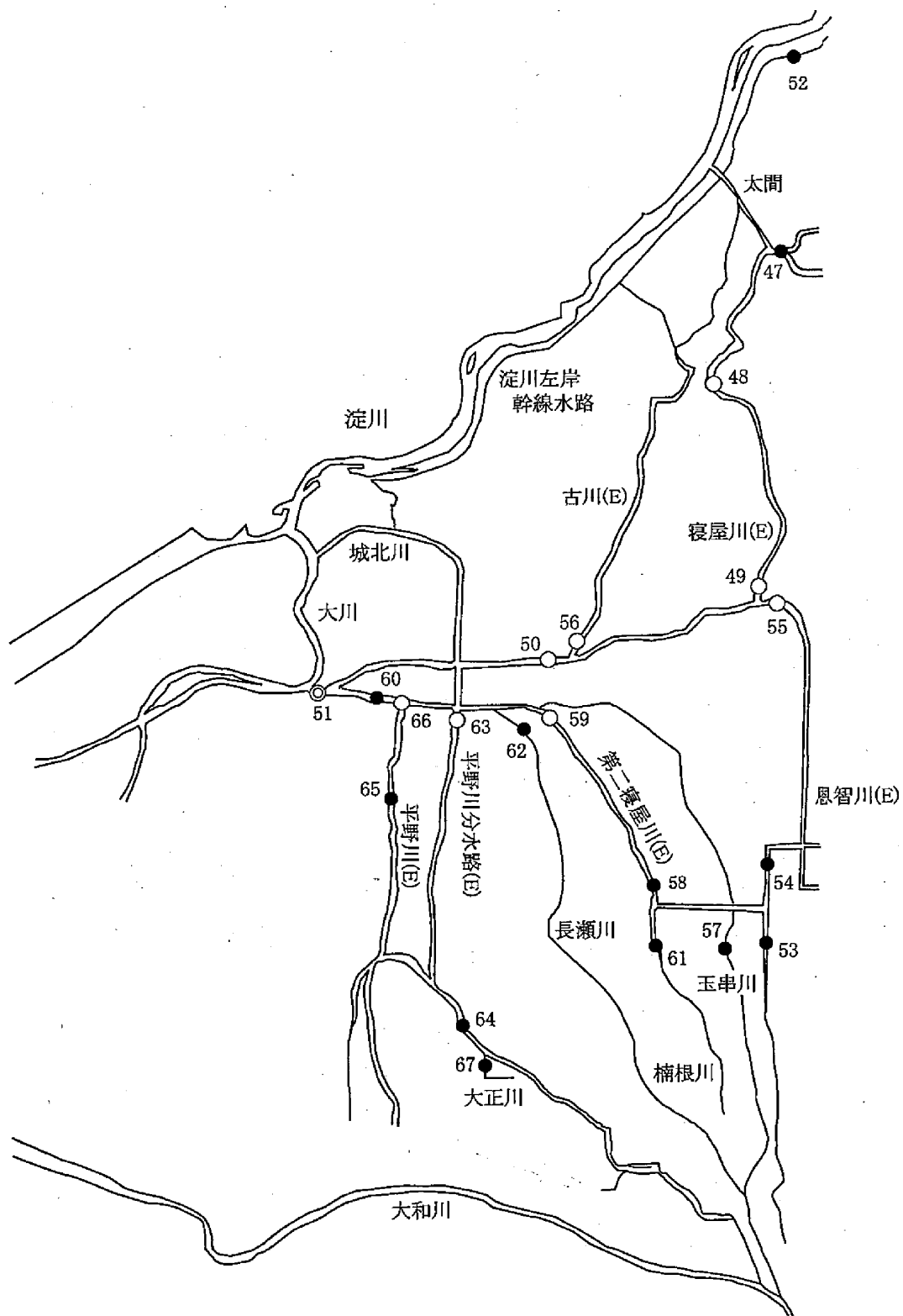
その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



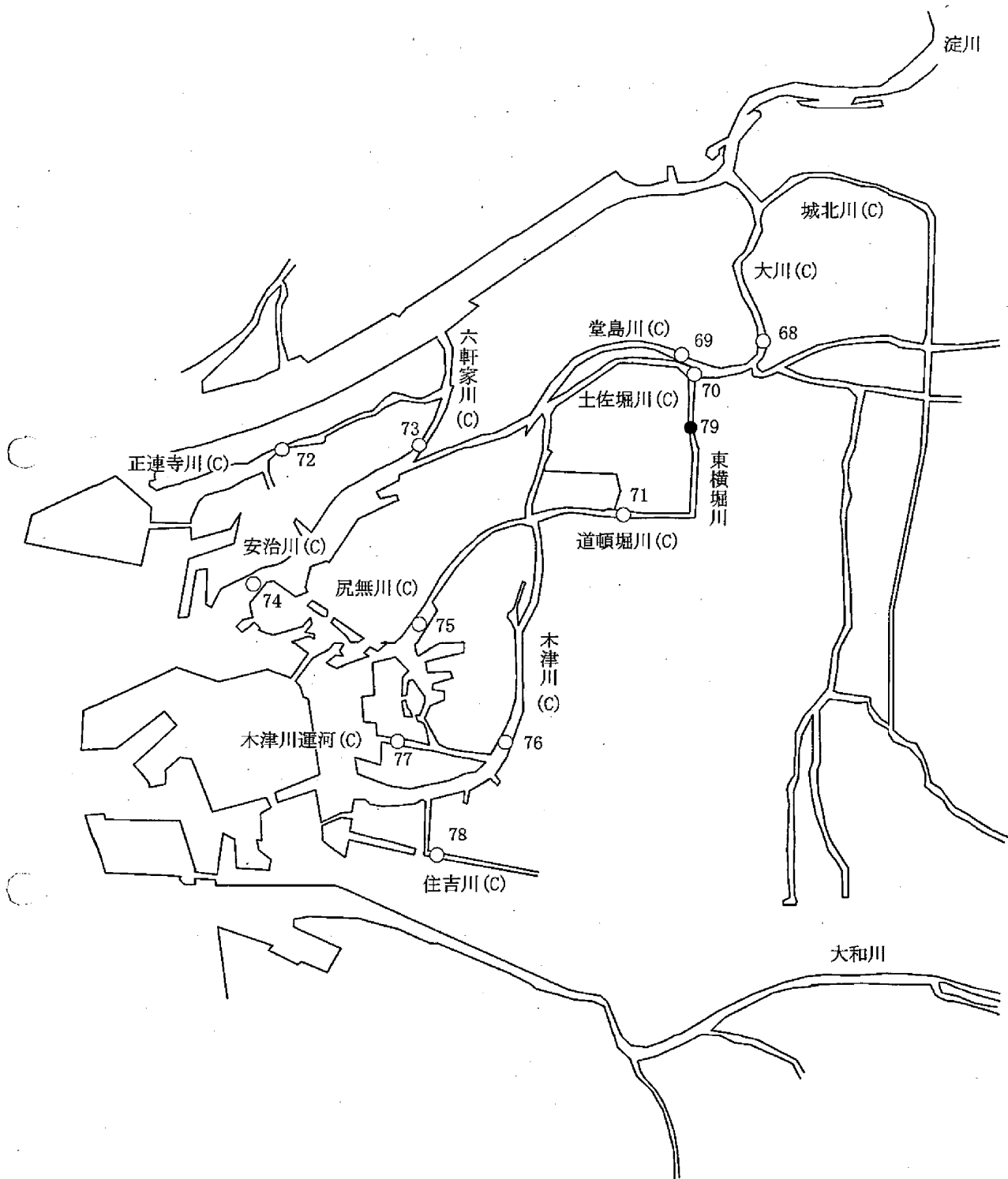
別図-1 河川の水質測定水域区分



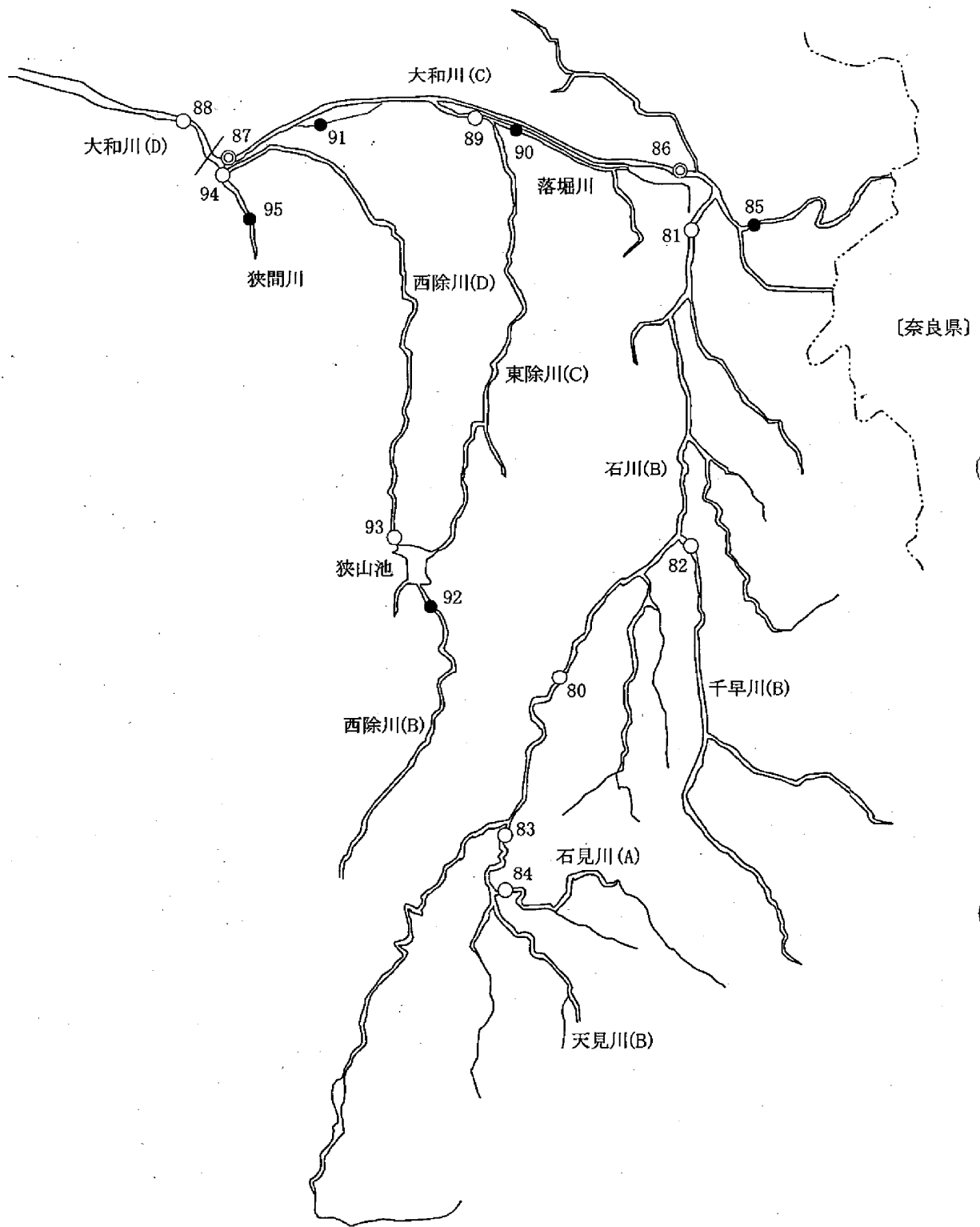
別図-2(1) 淀川水域の水質測定地点図



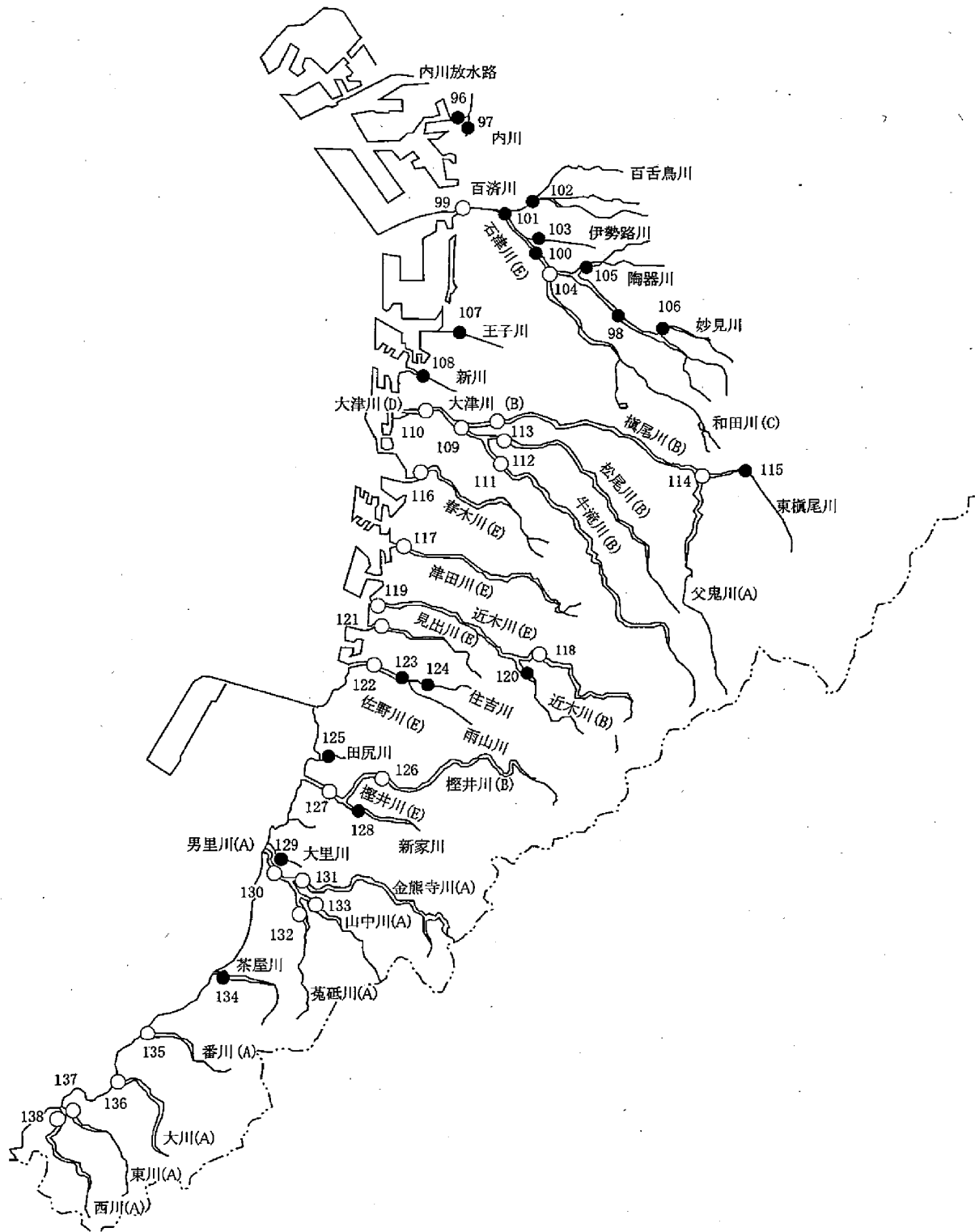
別図-2(3) 寝屋川水域の水質測定地点図



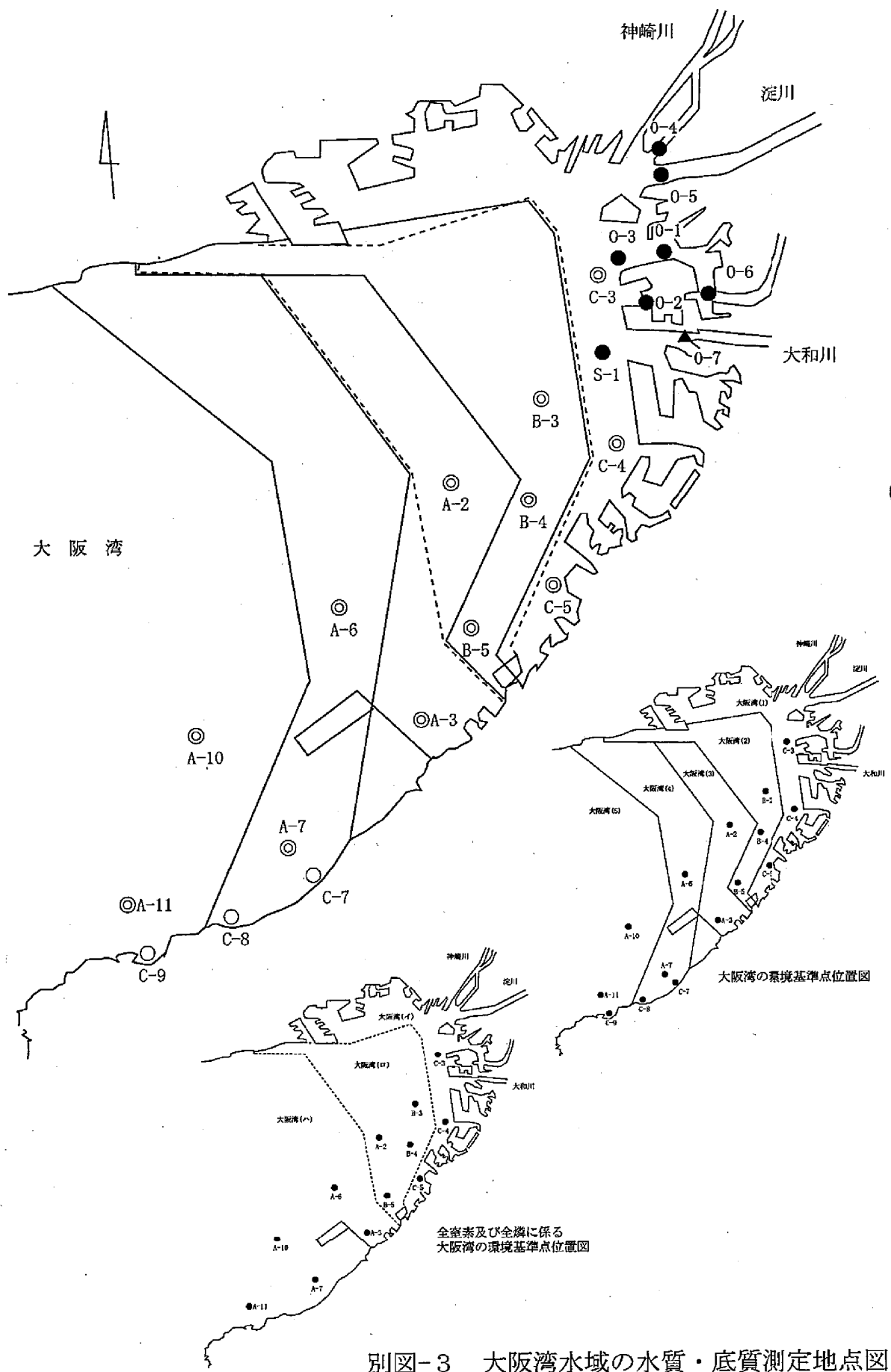
別図-2(4) 大阪市内河川水域の水質測定地点図



別図-2(5) 大和川水域の水質測定地点図



別図-2(6) 泉州諸河川水域の水質測定地点図



別図-3 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表-1 測定点及び測定機関総括表

測定機関	調査区分	水 質 測 定													底質測定	
	水域 測定点 区分	河 川											海 域		海 域	
		淀川 水域	神崎川 水域	寝屋川 水域	大阪市 内河川 水域	大和川 水域	泉州諸 河川 水域	河合 川計	大阪湾	大阪湾						
大阪府	環境基準点	1	7	2		6	20	36	15							
	準基準点	1	9	2		9	30	15	15			15			15	
近畿地方 整備局	環境基準点	9	3			4		16								
	準基準点	9	3			1	5	1	17							
大阪市	環境基準点		1	5	11			17								
	準基準点		2	7	12			4	21			6				
堺市	環境基準点					1	2	3								
	準基準点					1	9	10	13			1				
岸和田市	環境基準点						2	2								
	準基準点						2	2	2							
豊中市	環境基準点		1					1								
	準基準点		3					2	3							
吹田市	環境基準点															
	準基準点		3					3	3							
高槻市	環境基準点	2						2								
	準基準点	4	1					3	5							
枚方市	環境基準点	3						3								
	準基準点	6		1				4	7							
茨木市	環境基準点		5					5								
	準基準点		5					5	5							
八尾市	環境基準点				5											
	準基準点			5				5	5							
寝屋川市	環境基準点			1				1								
	準基準点			2				1	2							
東大阪市	環境基準点			1				1								
	準基準点			4				3	4							
合 計	環境基準点	15	17	9	11	11	24	87	15			15				
	準基準点	20	26	12	21	16	43	51	138			22			15	

別表-2(4) 測定地点、測定回数一覧表(海域)

水域名	環境基準	(全室薬・全機名)	(全室薬・全機名)	測定地点	測定地点の位置		原府地点番号	N・P等水域コード	担当機関	水質測定(表層)	水質測定(底層)	水質項目																													
					緯度	経度						水素イオン	溶存酸素	COD(酸性法)	COD(アルカリ性法)	COD(過酸性法)	大腸菌	ノロウイルス	全窒素	全リン	六価クロム	有機水銀	アルキル水銀	P	C	B															
大阪湾(1)	CI	大阪湾(イ)	海域IV	C-3	34°37'58"	135°23'05"	0001	60101	401	大阪府	○		12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1										
				C-4	34°33'42"	135°23'32"	0002	60102	401	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1					
				C-5	34°29'42"	135°21'38"	0003	60103	401	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
大阪湾(2)	Bロ	大阪湾(ロ)	海域III	B-3	34°35'12"	135°20'56"	0004	60201	402	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1						
				B-4	34°31'48"	135°21'08"	0005	60202	402	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
				B-5	34°28'00"	135°18'50"	0006	60203	402	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
大阪湾(3)	Aハ	大阪湾(ハ)	海域II	A-2	34°31'54"	135°18'14"	0007	60301	402	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1					
				A-3	34°28'00"	135°17'14"	0008	60302	403	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
大阪湾(4)	Aロ	大阪湾(ロ)	海域II	A-6	34°28'30"	135°14'20"	0009	60401	403	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1				
				A-7	34°22'36"	135°12'50"	0010	60402	403	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
大阪湾(5)	Aイ	大阪湾(イ)	海域II	A-10	34°25'36"	135°10'20"	0011	60501	403	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1				
				A-11	34°20'30"	135°06'38"	0012	60502	403	大阪府	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
尾崎港	CI	大阪湾(イ)	海域IV	C-7(尾崎港内)	34°22'06"	135°14'25"	0013	60601	503	大阪府	○		12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1					
淡輪港	CI	大阪湾(イ)	海域IV	C-8(淡輪港内)	34°20'24"	135°10'44"	0014	60701	503	大阪府	○		12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1				
深日港	CI	大阪湾(イ)	海域IV	C-9(深日港内)	34°19'06"	135°08'26"	0015	60801	503	大阪府	○		12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
大阪湾(1)	CI	大阪湾(イ)	海域IV	O-1(No.5バイ勝)	34°38'43"	135°24'40"	0016	60151	501	大阪府	○		12	12	12	12	-	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1				
				O-2(南港)	34°37'04"	135°25'14"	0017	60152	501	大阪府	○		12	12	12	12	-	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
				O-3(大阪港蜀門外)	34°38'22"	135°23'06"	0018	60153	501	大阪府	○		12	12	12	12	-	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	
				O-4(神崎川河口中央)	34°41'29"	135°25'10"	0019	60154	501	大阪府	○		12	12	12	12	-	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	
				O-5(淀川河口中央)	34°41'07"	135°25'32"	0020	60155	501	大阪府	○		12	12	12	12	-	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	
				O-6(木津川河口中央)	34°37'35"	135°27'01"	0021	60156	501	大阪府	○		12	12	12	12	-	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1
				S-1(堺7-3区沖)	34°35'50"	135°23'19"	0022	60171	501	堺市	堺市	大阪府	○		4	4	4	-	-	-	-	-	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1
O-7(大和川河口中央)	34°36'19"	135°26'02"	▲					大阪府	○		4	4	4	-	-	-	-	-	-	2	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
 2 「環境基準」の内、◎印は通常の環境基準点かつ全室薬・全機に係る水域の環境基準点を、○印は通常の環境基準点を、●印は通常の基準点を、▲印は底質測定のみを行う基準点を示す。
 3 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
 4 「測定地点の位置」の経緯度は世界測地系の経緯度を示す。

別表-3

測定方法一覧表

(水質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
健康項目	カドミウム	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102 55	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	全シアン	「JIS K 0102 38.1.2及び38.2」又は「JIS K 0102 38.1.2及び38.3」	2桁	1桁まで	0.1mg/L
	鉛	JIS K 0102 54	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	六価クロム	JIS K 0102 65.2	2桁	2桁まで	0.02mg/L
	砒素	JIS K 0102 61.2又は61.3	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下「環境基準告示」という。)付表1	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	アルキル水銀	環境基準告示付表2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	PCB	環境基準告示付表3	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	チウラム	環境基準告示付表4	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	セレン	JIS K 0102 67.2又は67.3	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつてはJIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5、 亜硝酸性窒素にあつては JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	ふっ素	JIS K 0102 34.1又は環境基準告示付表6	2桁	2桁まで	0.02mg/L
	ほう素	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は環境基準告示付表7	2桁	2桁まで	0.02mg/L
	生活環境	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	—	1桁まで
溶存酸素量		JIS K 0102 32	2桁	1桁まで	0.5mg/L
生物化学的酸素要求量		JIS K 0102 21	2桁	1桁まで	0.5mg/L
環境項目	化学的酸素要求量	<河川> JIS K 0102 17 <海域> JIS K 0102 17及び環境基準告示別表2の2の備考の2に定めるアルカリ性法	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	浮遊物質質量	環境基準告示付表8	2桁	整数	1mg/L
	大腸菌群数	環境基準告示別表2の1の備考の4に掲げる最確数法	2桁	1桁 ×10 ⁿ	1.8×10 ⁰ MPN
特殊項目	ルマルヘキサン抽出物質(油分)	環境基準告示付表9	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	全窒素	<河川> JIS K 0102 45.2、45.3又は45.4 <海域> JIS K 0102 45.4	2桁	2桁まで	0.05mg/L
	全磷	JIS K 0102 46.3	2桁	3桁まで	0.003mg/L
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	亜鉛	JIS K 0102 53	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	全クロム	JIS K 0102 65.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 30.1	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1、42.2又は42.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	磷酸性磷	<河川> JIS K 0102 46.1.1又は46.1.2 <海域> JIS K 0102 46.1.1	2桁	3桁まで	0.003mg/L
	プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2(主なる種類の検索及び定量)	—	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針6.3	2桁	1桁まで	0.1µg/L
	懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14	2桁	整数	—
特殊項目	濁度	JIS K 0101 9.4	2桁	1桁まで	0.2度
	EPN	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成11年3月12日付け環水企第89号、環水管第69号、環水規第79号。以下「測定方法通達」という。)付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0006mg/L

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
特定項目	トリハロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	・クロホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・ジクロロプロモホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・クロソプロモホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・プロモホルム生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
要 監 視 項 目	クロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	2桁まで	0.05mg/L
	イソキサチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ダイアジノン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	フェニトロチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	イソプロチオラン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	オキシ銅	測定方法通達付表2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	クロタロニル	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	プロピザミド	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ジクロロボス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	フェノバルブ	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	イプロベンボス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	クロニトロフェン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.06mg/L
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	ブチル酸ジエチルヘキシル	測定方法通達付表3の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.007mg/L
アンチモン	JIS K 0102 62.2又は測定方法通達付表6	2桁	4桁まで	0.0002mg/L	
その他 の 項 目	気温	JIS K 0102 7.1	-	1桁まで	-
	水温	JIS K 0102 7.2	-	1桁まで	-
	色相	JIS K 0102 8	-	-	-
	臭気	JIS K 0102 10.1	-	-	-
	透視度	JIS K 0102 9	2桁	整数	-
	塩素イオン	JIS K 0102 35	-	整数	10mg/L
	塩分	海洋観測指針5.3	-	2桁まで	-
	電気伝導率	JIS K 0102 13	3桁	整数	1mS/m

(底質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
健康項目	カドミウム	昭和63年環水管第127号「底質調査方法」(以下「底質調査方法」という。)に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	全シアン	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	鉛	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	砒素	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	総水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	アルキル水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
一般項目	PCB	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	水素イオン濃度	底質調査方法	-	1桁まで	-
	化学的酸素要求量	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.5mg/g
	硫化物	底質調査方法	2桁	1桁まで	-
	換熱減量	底質調査方法	2桁	1桁まで	-
	酸化還元電位	現場で測定することを前提とし、酸化還元電位計により測定	3桁	整数	-
	総クロム	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
ノルマルヘキサン抽出物質	環境庁指定「水島重油流出事故による環境影響総合調査方法」	2桁	1桁まで	0.5mg/g	

環境基準等一覧表

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (健康項目)

項目	基準値	対象水域	項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全 公 共 用 水 域	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと		トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
鉛	0.01mg/L以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下		チウラム	0.006mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下		シマジン	0.003mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと		チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
PCB	検出されないこと		ベンゼン	0.01mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		セレン	0.01mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		ふっ素	0.8mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下		ほう素	1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下				

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。
- 4 海域についてはふっ素、ほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)

ア 河川 (湖沼を除く)

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (S S)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級: 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級: 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級: 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

イ 海域

①

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されない こと
B	水産2級、工業用水及びC以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 # 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

②

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

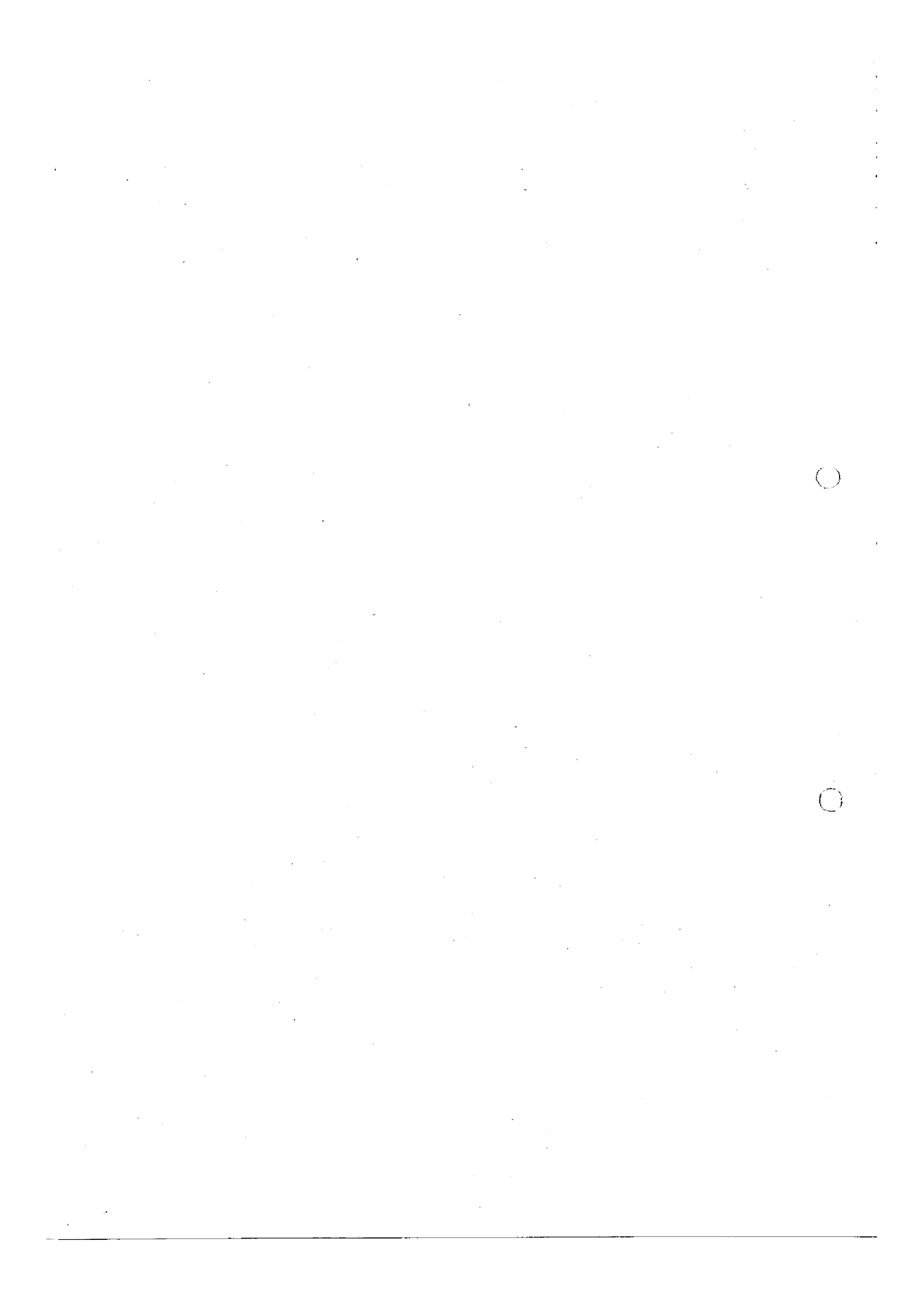
- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.3mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシシン銅	0.04mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下

項目	指針値
EPN	0.006mg/L以下
ジクロロボス	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	0.03mg/L以下
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	-
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	-



2 地下水質測定計画



平成14年度地下水質測定計画

(目的)

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(調査の区分)

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から定点における経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する地下水の水質調査とする。

(測定地点及び測定機関)

測定地点及び測定機関は、別表1及び別表2のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 概況調査 | 86地点 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 139地点 |

(測定期間)

測定期間は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。

(測定項目)

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

イ 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち検出された項目とする。

(3) 定期モニタリング調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2に掲げる項目とする。

(測定回数)

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| (1) 概況調査 | 各測定地点において | 1回以上 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 各測定地点において | 1回以上 |

(測定方法)

測定方法は、原則として別表3のとおりとする。

(試料の採取等)

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

(測定結果の報告)

- (1) 測定結果は、大阪府へ別表4の様式により平成15年5月21日までに報告するものとする。
- (2) 環境基準項目の測定の結果において環境基準を超える値が検出されたときは、直ちに大阪府へ報告するものとする。

(その他)

本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

(別表-1)

測定地点及び測定機関総括表

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	27	58	85
近畿地整	2	3	5
大阪市	11	14	25
堺市	6	3	9
豊中市	6	6	12
吹田市	6	6	12
高槻市	3	16	19
枚方市	5	15	20
八尾市	4	8	12
東大阪市	9	1	10
寝屋川市	2	2	4
茨木市	2	2	4
岸和田市	3	5	8
合計	86	139	225

測定地点一覧表

(別表-2)
(概況調査)

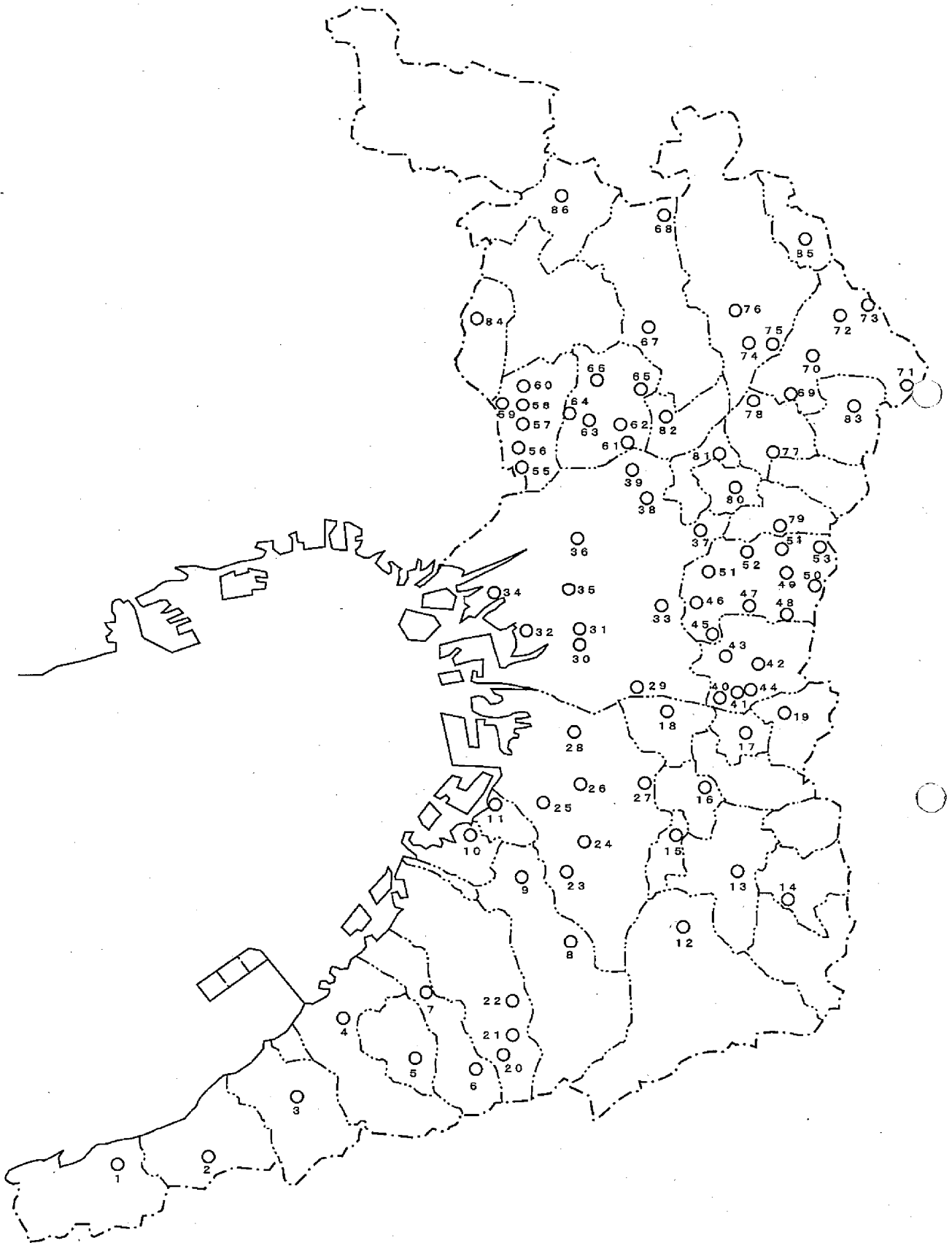
図中 番号	測定地点		環境基準項目													測定機関														
	市町村名	地区名	メッシュ コード	カミ 9A	全 9B	鉛 9C	六価 9D	ひ素 9E	総 水銀	7種 水銀	PBB 9F	PCB 9G	四塩 化炭素 9H	1,2- ジカド 9I	1,1- ジカド 9J		1,2- ジカド 9K	1,1,1- トリカド 9L	1,1,1,2- テトラカド 9M	1,1,1,2- ペンタカド 9N	1,2,3- ヘキサカド 9O	オゾン 9P	チオ 9Q	チオ 9R	チオ 9S	有機性 窒素 9T	ふっ 素 9U	ほう 素 9V		
1	堺市	淡輪	1-3132	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
2	阪南市	桑畑	1-3144	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
3	泉南市	信達市場	1-4211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
4	泉佐野市	上町	1-4243	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
5	熊取町	久保	1-4234	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
6	貝塚市	菅原	1-4311	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
7	貝塚市	森	1-4340	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
8	和泉市	三井	1-5314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
9	和泉市	伯木町	1-5342	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
10	泉大津市	助松町	1-6301	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
11	高石市	羽衣	1-6312	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
12	河内長野市	昭栄町	1-5422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
13	富田林市	西坂特	1-5444	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
14	河内町	上河内	1-5521	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
15	大阪狭山市	粟池尻	1-6402	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
16	美原町	多治井	1-6422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
17	藤井寺市	林	1-6444	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
18	松原市	三宅西	1-7402	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
19	松原市	上府	1-6540	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
20	岸和田市	姥原町	1-4322	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
21	岸和田市	大沢町	1-4332	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
22	岸和田市	内畑町	1-4342	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
23	堺市	野々井	1-5344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
24	堺市	小阪西町	1-7304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
25	堺市	下田	1-6323	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
26	堺市	百舌鳥陸南町	1-6324	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
27	堺市	石原町	1-6421	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
28	堺市	香ヶ丘町	2-6421	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
29	大阪市	平野区	1-7403	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
30	大阪市	西成区	1-7324	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
31	大阪市	西成区	1-7334	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
32	大阪市	大正区	1-7323	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
33	大阪市	生野区	1-7442	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
34	大阪市	此花区	1-7342	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
35	大阪市	西区	2-0304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
36	大阪市	北区	2-0314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
37	大阪市	鶴見区	2-0423	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
38	大阪市	旭区	2-0431	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
39	大阪市	東淀川区	2-0441	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市
40	八尾市	香林町	1-7403	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
41	八尾市	太田新町	1-7403	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
42	八尾市	高美町	1-7414	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
43	八尾市	淡川町	1-7423	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
44	八尾市	志紀町	1-7404	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
45	東大阪市	大蓮東	1-7433	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市

測定地点一覧表

測定地点		項目																測定機関										
図中番号	市町村名	地区名	メッシュコード	カドミ	全	鉛	六価	ひ素	総	7種	PCB	ジ加	四塩	1,2-ジ加	1,1-ジ加	3,2,1-ジ加	1,1,1-ジ加		1,1,2-ジ加	1,2,3-ジ加	フタム	セシ	ストロンチ	放射性	鉛	素		
46	東大阪市	俊徳町	1-7442	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																	東大阪市	
47	東大阪市	玉串町東	1-7444	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東大阪市
48	東大阪市	松原南	1-7530	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東大阪市
49	東大阪市	西石切町	2-0500	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東大阪市
50	東大阪市	寝坊町	1-7541	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東大阪市
51	東大阪市	長田西	2-0403	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東大阪市
52	東大阪市	加納	2-0414	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東大阪市
53	東大阪市	善根寺町	2-0511	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東大阪市
54	東大阪市	目下町	2-0510	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東大阪市
55	豊中市	名神口	2-0343	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		豊中市
56	豊中市	原田南町	2-1308	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		豊中市
57	豊中市	中萩家	2-1313	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		豊中市
58	豊中市	刀根山	2-1323	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		豊中市
59	豊中市	菟池西町	2-1322	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		豊中市
60	豊中市	待兼山町	2-1333	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		豊中市
61	吹田市	岸柳南	2-1401	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		吹田市
62	吹田市	原町	2-1411	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		吹田市
63	吹田市	江坂町	2-1400	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		吹田市
64	吹田市	春日	2-1314	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		吹田市
65	吹田市	千里丘北	2-1421	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		吹田市
66	吹田市	山田東	2-1430	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		吹田市
67	茨木市	豊原町	2-2401	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		茨木市
68	茨木市	清阪	2-2442	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		茨木市
69	枚方市	香里園町	2-1520	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		枚方市
70	枚方市	宮之坂	2-1531	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		枚方市
71	枚方市	穂谷	2-1524	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		枚方市
72	枚方市	招提元町	2-2502	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		枚方市
73	枚方市	兵庫峰町	2-2503	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		枚方市
74	高槻市	西大畑町	2-1444	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		高槻市
75	高槻市	竹の内町	2-1540	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		高槻市
76	高槻市	幸町	2-2403	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		高槻市
77	東屋川市	讀良西町	2-0540	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東屋川市
78	東屋川市	木原元町	2-1424	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		東屋川市
79	大東市	泉町	2-0520	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		大東市
80	門真市	打越	2-0444	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		門真市
81	守口市	緑町	2-0443	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		守口市
82	茨田市	三島	2-1412	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		茨田市
83	交野市	寺	2-1513	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		交野市
84	池田市	伏屋台	2-2313	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		池田市
85	島本町	若山台	2-2531	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		島本町
86	豊能町	糸野	2-3304	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																		豊能町

注：アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。

概況調査測定地点図



測 定 地 点 —— 覧 表

(定期モニタリング調査)

図中の 番号	測定地点		環境基準項目													測定回数	測定機関									
	市町村名	地区名	PM ₁₀	PM _{2.5}	PM ₁₀ 4値	PM ₁₀ 劣化	環境					基準			項目											
							PM ₁₀	PM _{2.5}	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化			PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化	PM ₁₀ 劣化			
T-1	泉佐野市	野出町																					大阪府	2	大阪府	
T-2	泉佐野市	次																						大阪府	2	大阪府
T-3	岸和田市	西大崎町																						大阪府	2	岸和田市
T-4	岸和田市	川向町																						大阪府	2	岸和田市
T-5-1	岸和田市	富田林市																						大阪府	2	大阪府
T-5-2	岸和田市	藤井寺市																						大阪府	2	大阪府
T-6	岸和田市	藤井寺市																						大阪府	2	大阪府
T-7	岸和田市	池田市																						大阪府	2	大阪府
T-8-1	高槻市	新園町																						大阪府	2	高槻市
T-8-2	高槻市	新園町																						大阪府	2	高槻市
T-8-3	高槻市	下田部町																						大阪府	3	高槻市
T-8-4	高槻市	下田部町																						大阪府	3	高槻市
T-8-5	高槻市	西冠																						大阪府	3	高槻市
T-8-6	高槻市	西冠																						大阪府	3	高槻市
T-8-7	高槻市	城西町																						大阪府	3	高槻市
T-8-8	高槻市	城西町																						大阪府	3	高槻市
T-9-1	交野市	私市																						大阪府	1	高槻市
T-9-2	交野市	私市																						大阪府	2	高槻市
T-10	高槻市	高本町																						大阪府	2	大阪府
T-11-4	大阪府	北区																						大阪府	2	大阪府
T-12-3	大阪府	天王寺区																						大阪府	1	大阪府
T-14-4	大阪府	中央区																						大阪府	1	大阪府
T-14-5	大阪府	中央区																						大阪府	1	大阪府
T-15-1	岸和田市	岸城町																						大阪府	1	大阪府
T-15-2	岸和田市	南町																						大阪府	2	岸和田市
T-16-4	美原町	今井																						大阪府	2	岸和田市
T-16-5	美原町	今井																						大阪府	2	岸和田市
T-17	羽曳野市	はびきの																						大阪府	2	岸和田市
T-18-1	羽曳野市	一乗屋																						大阪府	2	岸和田市
T-18-2	羽曳野市	蓮我之荘																						大阪府	2	岸和田市
T-19	羽曳野市	園分東条町																						大阪府	2	岸和田市
T-20	交野市	農田																						大阪府	2	岸和田市
T-21-2	交野市	農田																						大阪府	2	岸和田市
T-22	門真市	衣井																						大阪府	2	大阪府
T-23	門真市	柳田町																						大阪府	2	大阪府
T-25	枚方市	出島西町																						大阪府	2	大阪府
T-26	枚方市	梁田北町																						大阪府	2	枚方市
T-28	枚方市	津雲台																						大阪府	2	枚方市
T-29	大阪府	太平寺																						大阪府	1	大阪府
T-31-1	高槻市	高槻市																						高槻市	1	高槻市
T-32-1	高槻市	高槻市																						高槻市	1	高槻市
T-32-2	高槻市	高槻市																						高槻市	2	高槻市
T-33	豊中市	向丘																						大阪府	2	大阪府
T-34	池田市	池田市																						大阪府	2	大阪府
T-35	河内町	神山																						大阪府	2	大阪府
T-36-1	箕面市	牧港																						大阪府	2	大阪府
T-37	八尾市	東本町																						大阪府	1	八尾市
T-38	八尾市	南本町																						大阪府	1	八尾市
T-39-1	吹田市	南吹田																						大阪府	4	吹田市
T-39-2	吹田市	南吹田																						大阪府	4	吹田市

測定地点地観表

(定期モニタリング調査)

図中の番号	測定地点		環境基準項目													測定機関	
	市町村名	地区名	PM ₁₀	PM _{2.5}	SO ₂	NO ₂	CO	揮発性有機化合物	臭気	騒音	電磁界	放射線	その他	備考			
T-40	池田市	石橋															大阪府
T-41	交野市	星田北															大阪府
T-42	枚方市	長尾元町															大阪府
T-43	堺市	草部															堺市
T-44	美原町	阿弥															大阪府
T-45-1	松原市	丹南															大阪府
T-45-2	美原町	大塚															大阪府
T-49-3	美原町	桜井															大阪府
T-50-1	初原市	上田															大阪府
T-50-2	初原市	上田															大阪府
T-50-3	初原市	上田															大阪府
T-51	瀬井寺市	沢田															大阪府
T-52	大阪市	天王寺区															大阪府
T-53-1	枚方市	片鉾本町															枚方市
T-53-2	枚方市	片鉾本町															枚方市
T-54	枚方市	津田元町															枚方市
T-55-1	枚方市	池之宮															枚方市
T-55-2	枚方市	池之宮															枚方市
T-56	池田市	神田															大阪府
T-57-1	和泉市	府中町															大阪府
T-57-2	泉大津市	栗藪中町															大阪府
T-58-2	羽曳野市	通添寺															大阪府
T-59-1	枚方市	中宮山戸町															枚方市
T-59-2	枚方市	中宮山戸町															枚方市
T-60	守口市	大宮通															大阪府
T-61	岸和田市	尾生町															岸和田市
T-62	和泉市	小田町															大阪府
T-63	泉佐野市	上瓦屋町															大阪府
T-64	池田市	伏降町															大阪府
T-65	池田市	空港															大阪府
T-66	熊鷹町	下田尻															大阪府
T-67	熊鷹町	野間出野															大阪府
T-68	茨木市	綾原															大阪府
T-70	大阪市	東成区															大阪府
T-71	高槻市	阿部野															高槻市
T-73	大阪市	天王寺区															大阪府
T-75	八尾市	福栄町															八尾市
T-76	吹田市	江坂町															吹田市
T-77	枚方市	桐葉中之芝															枚方市
T-78	豊本町	山崎															大阪府
T-79	門真市	泉田町															大阪府
T-80	大阪市	旭区															大阪府
T-81	大阪市	阿倍野区															大阪府
T-82	大阪市	東住吉区															大阪府
T-83-2	守口市	森町															大阪府
T-84-2	守口市	松下町															大阪府
T-85	高槻市	都家本町															高槻市
T-86	高槻市	白梅町															高槻市
T-87	茨木市	太田東芝町															茨木市

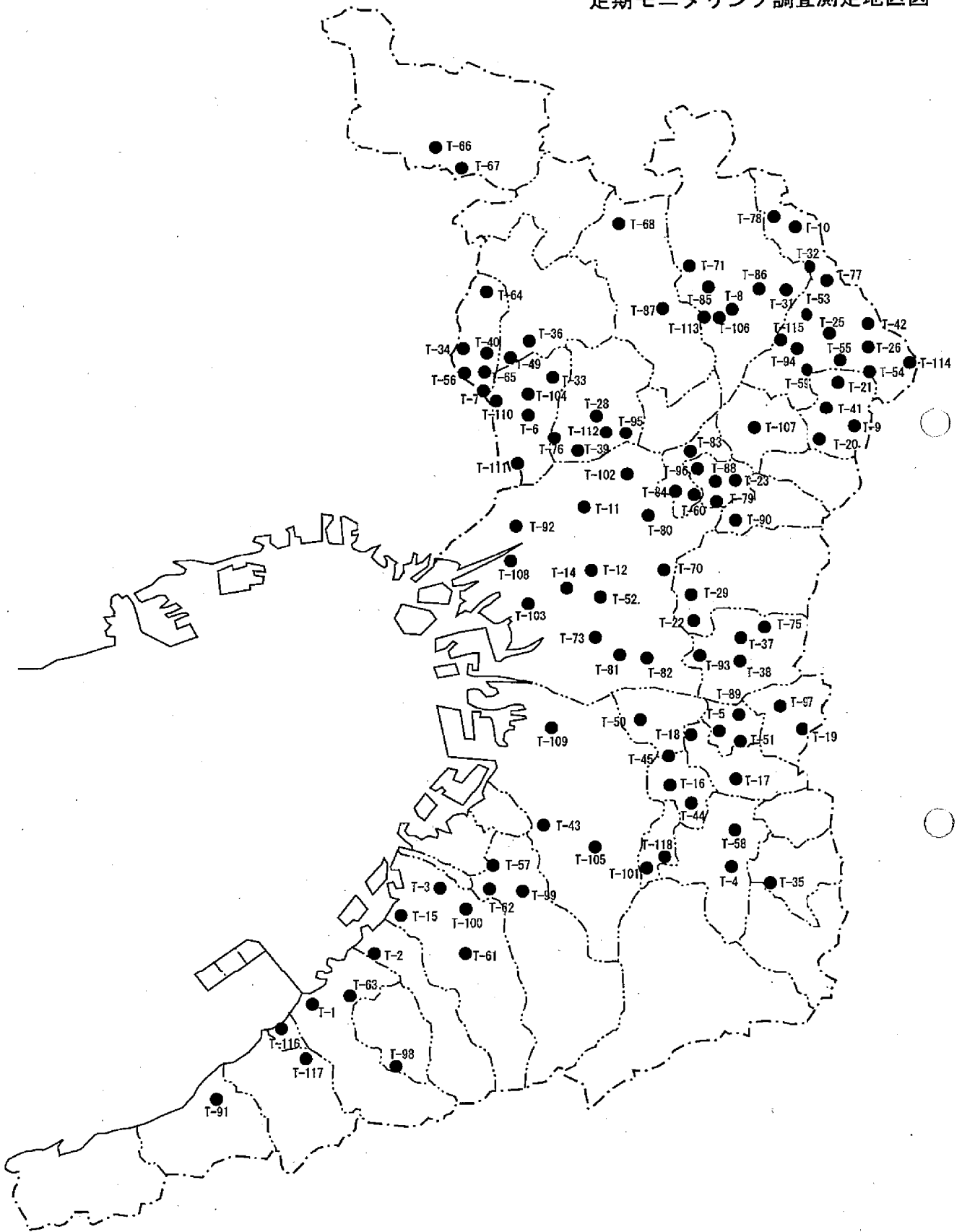
測定地点一覧表

(定期モニタリング調査)

図中の番号	市町村名	地区名	測定地点	環境基準												測定回数	測定機関	
				PM10	PM2.5	PM10-2.5	PM10-10	PM10-2.5	PM10-10	PM10-2.5	PM10-10	PM10-2.5	PM10-10	PM10-2.5	PM10-10			
T-88	門真市	松生町	川北														2	大阪府
T-89-1	門真市	西弓削	西弓削														2	大阪府
T-89-2	八尾市	西弓削	西弓削														1	八尾市
T-90	大東市	諸福	諸福														2	大阪府
T-91	大阪府	島取	島取														2	大阪府
T-92	大阪府	西淀川区	西淀川区														1	大阪府
T-93-2	八尾市	北島井町	北島井町														1	八尾市
T-93-3	八尾市	北島井町	北島井町														1	八尾市
T-93-4	八尾市	北島井町	北島井町														1	八尾市
T-93-6	八尾市	北島井町	北島井町														1	八尾市
T-94-1	枚方市	中宮菜之町	中宮菜之町														2	枚方市
T-94-2	枚方市	上野	上野														2	枚方市
T-95	吹田市	幸町	幸町														2	吹田市
T-96	門真市	堂山町	堂山町														2	大阪府
T-97	相原市	石川町	石川町														2	大阪府
T-98	熊取町	野田	野田														2	大阪府
T-99-1	和泉市	芦部町	芦部町														2	大阪府
T-99-2	和泉市	和泉市	和泉市														2	大阪府
T-100	岸和田市	今木町	今木町														2	岸和田市
T-101	大阪狭山市	今狭	今狭														2	大阪府
T-102	大阪府	東淀川区	東淀川区														1	大阪府
T-103	大阪府	西区	西区														1	大阪府
T-104-1	豊中市	上新田	上新田														1	豊中市
T-104-2	豊中市	上新田	上新田														1	豊中市
T-104-3	豊中市	上新田	上新田														1	豊中市
T-105	堺市	八田南之町	八田南之町														1	堺市
T-106-1	高槻市	幸町	幸町														1	高槻市
T-106-2	高槻市	幸町	幸町														1	高槻市
T-107-1	寝違川市	木田元宮	木田元宮														2	寝違川市
T-107-2	寝違川市	木田元宮	木田元宮														2	寝違川市
T-108	大阪府	此花区	此花区														1	大阪府
T-109	堺市	市之町東	市之町東														1	堺市
T-110	豊中市	習池町	習池町														1	豊中市
T-111	豊中市	名神口	名神口														1	豊中市
T-112	吹田市	片山町	片山町														2	吹田市
T-113	高槻市	宮田町	宮田町														1	高槻市
T-114	枚方市	算徳寺尾裏リ	算徳寺尾裏リ														2	枚方市
T-115	枚方市	新町	新町														2	枚方市
T-116	田原町	瀬畔寺	瀬畔寺														2	大阪府
T-117	泉南市	鬼田	鬼田														2	大阪府
T-118	大阪狭山市	半田	半田														2	大阪府

注 T-13,T-24,T-27,T-30,T-46,T-47,T-48,T-69,T-72,T-74は欠番。
アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。

定期モニタリング調査測定地区図



(別表 - 3)

測定方法一覧表

区分	測定項目	環境基準 (mg/L)	測定方法	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	0.01 以下	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102の55に定める方法	0.001
	全シアン	検出されないこと	JIS K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は38.1.2及び38.3に定める方法	0.1
	鉛	0.01 以下	JIS K0102の54に定める方法	0.005
	六価クロム	0.05 以下	JIS K0102の65.2に定める方法	0.04
	砒素	0.01 以下	JIS K0102の61.2又は61.3に定める方法	0.005
	総水銀	0.0005以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	0.0005
	PCB	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	0.0005
	ジクロロメタン	0.02 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.002
	四塩化炭素	0.002 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0006
	トリクロロエチレン	0.03 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.002
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.0002
	チウラム	0.006 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	0.0006
	シマジン	0.003 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
	チオベンカルブ	0.02 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.002
	ベンゼン	0.01 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.001
	セレン	0.01 以下	JIS K0102の67-2又は67.3に定める方法	0.002
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.2.1、43.2.3 又は43.2.5に定める方法。亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.1に定める方法	0.08
	ふっ素	0.8 以下	JIS K0102の34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	0.08
	ほう素	1 以下	JIS K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	0.02

(注1) 桁数については有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

(注2) 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(注3) 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(別表-4) 地下水質測定結果個別表

調査機関名

ページ

整理番号				
市町村名	市町村名 (漢字最大7文字まで)			
	市町村名 (フリガナ最大14文字まで)			
	市町村コード (3桁の数字)			
地区名	地区名 (漢字最大13文字まで)			
	地区名 (フリガナ最大26文字まで)			
	地区番号 (4桁の英数字)			
	地区メッシュ・コード			
井戸元等	井戸番号	井戸個別番号(6桁の英数字)		
		測定計画の番号		
	井戸深度(m)	[NA:不明, RA:深度に範囲あり]		
	浅深井戸の別	[1:浅井戸, 2:深井戸, 3:その他]		
調査	用途区分	[1:水源, 2:一般, 3:生活, 4:工業, 5:その他]		
	調査区分	[1:概新, 2:概再, 3:汚染*, 4:定期]		
		*上記区分が(3:汚染)の場合、その地区名		
		調査年月日 [西暦年下2桁. 月. 日]		
測定結果	気温	(°C)		
	水温	(°C)		
	外観			
	臭気			
	透視度	(cm)		
		pH		
	カドミウム	0.01 mg/L以下		
	全シアン	不検出		
	鉛	0.01 mg/L以下		
	六価クロム	0.05 mg/L以下		
	砒素	0.01 mg/L以下		
	総水銀	0.0005 mg/L以下		
	アルキル水銀	不検出		
	PCB	不検出		
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下		
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
	チウラム	0.006 mg/L以下		
シマジン	0.003 mg/L以下			
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下			
ベンゼン	0.01 mg/L以下			
セレン	0.01 mg/L以下			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下			
ふっ素	0.8 mg/L以下			
ほう素	1 mg/L以下			
その他	調査実施主体	[1:国, 2:都道府県, 3:市町村]		
	措置1	[01~09 複数選択可]		
	措置2	[01~11 複数選択可]		
	備考	(最大25文字まで)		

メッシュコード説明図

- 行政管理庁（現総務庁）告示の標準地域メッシュに基づいて作成したものであり、メッシュコードについてもこれに準じている。
- 北緯34°40'を境として南部をコード5135、北部をコード5235で表す。
- 南部及び北部をそれぞれ10kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- 各10kmメッシュを2kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- 一つの2kmメッシュは8桁のコードで特定される。

